

リハビリデイサービス アクティブ 運営規程

指定地域密着型通所介護／介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号事業

（事業の目的）

第1条 合同会社アクティブが開設する リハビリデイサービス アクティブ（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号事業による通所型サービス（以下「指定地域密着型通所介護等」という。）の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従事者（以下「従事者」という。）が、要介護状態、要支援状態及び事業対象者状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定地域密着型通所介護等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所の従事者は、要介護者等の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の 身体的・精神的 負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練 等の介護、その他必要な援助を行う。
- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との綿密な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 ： リハビリデイサービス アクティブ
- （2）所在地 ： 千葉県山武郡横芝光町栗山 2955-41

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1名 常勤（生活相談員と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。また、指定地域密着通所介護等の利用申込に係る調整並びに地域密着通所介護計画書又は第1号通所事業計画書（以下「地域密着型通所介護計画書等」という。）の作成等を行う。

- （2）生活相談員 1名 常勤

生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行う。

(3) 介護職員 2名 常勤

介護職員は、地域密着通所介護計画書等に基づき、必要な日常生活の世話及び介護、機能訓練を行う。

(4) 機能訓練指導員 1名 常勤

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための機能訓練、訓練指導及び助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、8月13日から8月16日まで、及び12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 8時15分から17時15分までとする。

(サービス提供時間・延長の有無等)

第6条 事業所のサービスを提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 1単位目 サービス提供時間 9時00分から12時10分まで

(2) 2単位目 サービス提供時間 13時10分から16時20分まで

(3) 延長サービスは、なしとする。

(指定地域密着通所介護等の利用定員)

第7条 事業所の利用定員は、次のとおりとする。

(1) 1単位目 10名

(2) 2単位目 10名

(指定地域密着通所介護等のサービスの内容)

第8条 指定地域密着通所介護等の内容は、居宅サービス計画、介護予防サービス計画又は介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業による介護予防ケアマネジメント（以下「居宅サービス計画書等」という。）に基づいて提供されるものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、居宅サービス計画書等の作成前であってもサービスを利用できるものとし、次に掲げるサービスから利用者に必要なものを提供する。

(1) 身体介護に関すること

日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供し、排泄の介助、移動・移乗の介助、養護、その他必要な身体介護を行う。

(2) 機能訓練に関すること

体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行う。

(3) アクティビティ・サービスに関すること

利用者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、アクティビティ・サービスを実施する。これらの活動を通じて仲間づくり、老いや障害の受容、心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定を図る。(例：音楽活動、制作活動、体操)

(4) 送迎に関すること

送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。送迎車両には従事者が添乗し必要な介護を行う。

(5) 相談・助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

(利用料その他費用の額)

第9条 指定地域密着通所介護等を提供した場合の利用料の額は、別途重要事項説明書によるものとし、当該指定地域密着通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 次条の指定地域密着通所介護等に通常要する時間を越えて指定地域密着通所介護等を提供する場合の利用料、キャンセル料、オムツ代に係る諸経費については、別紙に掲げる費用を徴収する。

3 前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をしたうえで、支払いに関する同意を得る。

4 指定地域密着通所介護等の利用者は、事業所の定める期日に、別途契約書で指定する方法により納入することとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、横芝光町区域とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第11条 利用者が機能訓練室等を利用する場合、職員立会いのもとで使用する。また、体調が思わしくない利用者にはその旨を説明し安全指導を図る。

(緊急時等における対応方法)

第12条 従事者は、指定地域密着通所介護等を提供中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

- 2 指定地域密着通所介護等を提供中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡のうえその指示に従うものとする。

(非常災害対策)

第 13 条 事業所は、非常災害に備えるため、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者又は火気・消火等について責任者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練等を次のとおり行うとともに必要な設備を備える。
避難、救出その他必要な避難訓練を行う回数 : 年 2 回

(衛生管理及び従事者の健康管理等)

第 14 条 指定地域密着通所介護等に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。
2 従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年 1 回以上の健康診断を受診させるものとする。

(相談・苦情対応)

第 15 条 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定地域密着通所介護等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。
2 事業所は、提供した指定地域密着通所介護等に関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示を求め又は当該市町村の照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って行う。

(事故処理)

第 16 条 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
2 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
3 事業所は、事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じる。

(個人情報の保護)

第 17 条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 従業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその家族の同意を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第 18 条 事業所は利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、事業所の従業者に対し、研修の機会を確保する。

- 2 事業所はサービス提供中に、当該従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束等の原則禁止）

第 19 条 事業所は、指定通所介護の提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

（業務継続計画の策定等）

第 20 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（地域との連携）

第 21 条 事業の運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流を図るものとする。

- 2 事業所が行う地域密着通所介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図る目的として、運営推進会議を設置する。
- 3 運営推進会議の構成員は利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員又は市町村の職員、地域密着通所介護について知見を有する者等とし、おおむね 6 か月に 1 回以上開催する。

- 4 事業者は運営推進会議において活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 5 事業者は前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(その他運営についての重要事項)

第22条 従事者の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
 - (2) 継続研修 年4回以上
 - (3) ケース検討会 毎月
- 2 事業所は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。また、従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容に明記する。
 - 3 事業所は、事業の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保管する。
 - 4 この規程の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、合同会社アクティブと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和2年5月1日から施行する。

この規程は、令和6年3月1日より改定施行するものとする。

この規程は、令和6年6月1日より改定施行するものとする。

この規程は、令和7年4月1日より改定施行するものとする。